

戦没者等のご遺族に対する特別弔慰金の支給

広報みはる17年9月号で申請案内をしましたが、まだ請求されていない方は、早めにご手続きしてください。

戦没者等のご遺族のうち、平成17年4月1日において、恩給法による公務扶助料や戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金等を受ける方(戦没者等の妻や父母等)がいない場合、残されたご遺族に特別弔慰金が支給されます。

支給の対象者
 戦没者等の死亡当時のご遺族で、次の順序に従って最も順位が先の方(同順位の方が二人以上いる場合は代表で)お一人。
 平成17年4月1日までに弔慰金を受けた方
 戦没者等の子
 戦没者等と生計関係があった、父母・孫・祖父母・兄弟姉妹
 戦没者等と生計関係がなかった、婚姻により姓が変わった、ご遺族以外の方と養子縁組をした、父母・孫・祖父母・兄弟姉妹
 前記以外の方(三親等内の親族で、戦没者等の死亡

時まで、引き続き1年以上生計関係を有していた方

請求受付窓口

請求者の居住する市町村で受付します。三春町では住民税務課が窓口になります。持参するもの 請求者の印鑑
 請求期限
 平成20年3月31日

問 住民税務課住民グループ
 62・81226

恩給欠格者などへの特別慰労品の贈呈

恩給欠格者・引揚者・戦後強制抑留者のみなさんに、特別慰労品が贈呈されます。以前に内閣総理大臣から、いつ書状をいただいているか、確認してきてください。

支給の対象者

旧軍人等で恩給等を受けていない、恩給欠格者
 終戦に伴い本邦以外の地域からの引き揚げ者
 シベリア等からの戦後強制抑留者
 請求用紙
 住民税務課窓口にあります。

持参するもの 請求者の印鑑
 請求期限
 平成21年3月31日

資格要件などについては、独立行政法人平和祈念事業特別基金(0120・234・933)までお問い合わせください。

問 住民税務課住民グループ
 62・81226

河川クリーンアップ作戦

7月1日(日)、県下一斉の「河川クリーンアップ作戦」が今年も行われます。町民のみなさんのご協力をよろしくお願いいたします。

この機会に川の浄化について考え、一人ひとりの心がけで「きれいな川」を取り戻しましょう。

荒天時は、7月8日に延期となります。

問 建設課建設グループ
 62・21115



みんなの掲示板のつづき。

＝福島県若者・フリーター就職支援セミナー＝

就職活動中の若者・フリーターのみなさんを支援するために、セミナーを開催します。(要事前申込・参加無料)

セミナーでは、履歴書の書き方、面接試験の受け方を始めとして、就職活動に役立つことを実践形式でお教えします。
 会場 郡山市民交流プラザ 第2会議室(ビッグアイ7階)
 開催日時
 7月4日(水)・5日(木)
 午後6時～9時

申込み 福島県就職サポートセンター
 024・525・0047



＝第13回三春オープンゴルフ大会＝

この大会は、ゴルフを通じて、町内にお住まいの方やお務めの方の健康増進、懇親を目的として毎年開催しており、今年で13回目を迎えます。多数のご参加お待ちしております。